

別紙ー「新しい生活様式」に対応したセキュリティ・キャンプ地方大会開催について

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020.5.4)より関係する箇所を抜粋

【一人一人の基本的感染対策】

▽感染防止の3つの基本

- (1) 身体的距離の確保
- (2) マスクの着用
- (3) 手洗い
 - ・人との間隔は、できるだけ2メートル(最低1メートル)空ける
 - ・会話をしている際は、可能な限り真正面を避ける
 - ・外出時、屋内にいるときや会話をしているときは、症状がなくてもマスクを着用
 - ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる
 - ・手洗いは30秒程度かけて水とせっけんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)

▽移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする
- ・地域の感染状況に注意する

セキュリティ・キャンプ地方大会(ミニキャンプ等)開催時の実施事項等

【実施する事項】

- 受講生等の座席間隔は前後左右可できるだけ2m(最低1m)確保
- エレベータ、階段等移動時の距離確保(できるだけ2m、最低1m)
- 講師、チューターが受講生に説明する際もできるだけ2m(最低1m)以上離れる
- 会場内では全員が常時マスク着用、可能な限り真正面での会話を避ける
- 参加者は来場前三週間の会話、接触があった人物のメモ(日時、場所、要件、接触時間等)を取るよう努める
- せっけんで手を洗う場所と手指消毒液の確保
- 開催地域において、イベント等(100名以下の規模)の開催自粛要請が発令されている場合は開催を取り止める

【考慮すべき事項】

- 開催日から三週間以内に海外渡航履歴がある人物及び感染者と濃厚接触した人物は参加させない

【日常生活を営む上での基本的生活様式】

- ・まめに手洗い、手指消毒
- ・せきエチケットの徹底
- ・こまめに換気
- ・身体的距離の確保
- ・「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- ・毎朝体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養

【実施する事項】

- 会場入場時、講習室入室時、食事前、トイレ後は手洗いまたは手指消毒液による消毒
- せきエチケットの徹底
- 講義室内はこまめに換気
- 受付時の体温測定、体調確認
- 発熱、風邪の症状のある受講者は参加させない

【日常生活の各場面別の生活様式】

▽公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避けて

▽食事

- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ・お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

【実施する事項】

- 会場までの移動中は会話を控える
- 混んでいる時間帯の移動を避ける
- 食事中の座席間隔は前後左右できるだけ2m(最低1m)とする
- 食事中は対面には座らせず一方向に着席
- 食事中は会話しない
- 配膳、片付け時の間隔確保
- 食器の共用はしない

【考慮すべき事項】

- 食事時間を分割して一度に食事する人員を減らす
- 懇親会は開催しない

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和2年3月28日(令和2年5月4日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

2) 催物(イベント等)の開催制限

特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、クラスターが発生するおそれがある催物(イベント等)や「三つの密」のある集まりについては、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等を行うものとする。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、適切に対応する。ただし、リスクの態様に十分留意すること。